

＜記入上の注意＞

○ ①欄には、これから受けようとする年金の年金証書の基礎年金番号および年金コード（同一支給事由によって支給される基礎年金と厚生年金は、一年金とみなされていますので、その年金証書の基礎年金番号および年金コードとなります。）を記入してください。ただし、遺族給付を受けようとする65歳以上の方で老齢給付の受給権者の方または障害給付を受けようとする65歳以上の方で老齢給付または遺族給付の受給権者の方は、以下の説明にしたがって、①、②、③欄を記入してください。

	選択または併給の組合せ	各欄の記入事項		
		①欄	②欄	③欄
(1)	同一支給事由の遺族基礎年金と遺族厚生(共済)年金を選択する方。	遺族基礎年金・遺族厚生(共済)年金の年金証書の基礎年金番号・年金コード	老齢給付の年金証書の基礎年金番号・年金コード	アの欄を○で囲む
(2)	遺族給付(*1)の全部と老齢給付(*2)の一部(国民年金の老齢給付は全部)の併給を希望する方(③の場合を除く)。(老齢給付または遺族給付のうちいずれかまたはすべてが新法であるときは、65歳以上であること。)	遺族給付および老齢給付の年金証書の基礎年金番号・年金コード	――	イの欄を○で囲む
(3)	配偶者の死亡による遺族厚生(共済)年金の一部と老齢基礎年金の全部および老齢厚生(退職共済)年金の全部または一部の併給を希望する方。 ※「全部または一部」とは、遺族厚生(共済)年金の受給権が平成19年4月1日以降に発生した方は「全部」、それ以外の方は「一部」となります。	遺族厚生(共済)年金と老齢基礎年金・老齢厚生(退職共済)年金の年金証書の基礎年金番号・年金コード	――	ウの欄を○で囲む
(4)	旧遺族年金(*3)と旧障害年金等(*4)の一部併給を希望する方。(老齢給付が新法であるときは、65歳以上であること。)	旧遺族年金の年金証書の基礎年金番号・年金コード	老齢給付と旧障害年金等の年金証書の基礎年金番号・年金コード	エの欄を○で囲む
(5)	同一支給事由の障害基礎年金と障害厚生(共済)年金を選択する方。	障害基礎年金・障害厚生(共済)年金の年金証書の基礎年金番号・年金コード	老齢給付または遺族給付の年金証書の基礎年金番号・年金コード	オの欄を○で囲む
(6)	障害給付(*5)の全部と老齢厚生(退職共済)年金または障害給付の全部と遺族厚生(共済)年金の併給を希望する方。(障害給付または老齢給付若しくは遺族給付のうちいずれかまたはすべてが新法であるときは、65歳以上であること。)	障害給付と老齢厚生(退職共済)年金または障害給付と遺族厚生(共済)年金の年金証書の基礎年金番号・年金コード	――	カの欄を○で囲む
(7)	障害給付(*5)の全部と老齢厚生(退職共済)年金の全部または一部および配偶者の死亡による遺族厚生(共済)年金の一部の併給を希望する方。 ※「全部または一部」とは、遺族厚生(共済)年金の受給権が平成19年4月1日以降に発生した方は「全部」、それ以外の方は「一部」となります。	障害基礎年金と老齢厚生(退職共済)年金と遺族厚生(共済)年金の年金証書の基礎年金番号・年金コード	――	キの欄を○で囲む
(8)	障害給付(*6)の一部(旧国民年金法による障害年金は全部)と老齢給付(*7)の一部と遺族厚生(共済)年金の全部の併給を希望する方。	障害給付と老齢給付と遺族厚生(共済)年金の年金証書の基礎年金番号・年金コード	――	クの欄を○で囲む

- (*1) 旧厚生年金保険および旧船員保険ならびに旧共済組合または新国民年金および新厚生年金保険ならびに新共済組合の死亡を支給事由とする年金をいう。
- (*2) ・国民年金法の年金では、老齢基礎年金・老齢年金(福祉年金を含む)・通算老齢年金をいう。
・厚生年金保険法の年金(旧船員保険法を含む)では、老齢厚生年金・老齢年金・通算老齢年金・特例老齢年金・養老年金をいう。
・共済組合法の年金では、退職共済年金・退職年金・減額退職年金・通算退職年金・特例退職年金をいう。
- (*3) 旧厚生年金保険および旧船員保険の遺族年金をいう。
- (*4) 旧厚生年金保険・旧船員保険の障害年金および(*3)でいう旧遺族年金と同一事由でない旧遺族年金をいう。
- (*5) 障害基礎年金および旧国民年金の障害年金をいう。
- (*6) 障害基礎年金(障害福祉年金裁定替え分)および旧国民年金の障害年金をいう。
- (*7) 旧厚生年金保険および旧船員保険の老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、養老年金、旧共済組合の退職年金、通算退職年金をいう。

○ ①欄および②欄に記入する年金が共済組合の年金である場合は、その年金の種類と支払先名(たとえば、「国家公務員共済組合連合会」)を記入してください。

○ ⑤欄の年号は、該当する文字を○で囲んでください。生年月日が、たとえば、昭和13年1月6日生まれの場合は、

明・大	昭	平	令	年	月	日
	○			1	3	0
				0	1	0
						6

のように記入してください。

○ ⑦欄には、①欄または②欄に記入すべき年金を請求中であるときは、年金請求書の種類(その年金が旧法の年金である場合は、その制度名を含む)、提出した共済組合または年金事務所の名称、提出年月日を記入してください。

○ ⑧欄には、老齢給付、障害給付を受けようとする方に配偶者がある場合、配偶者について記入してください。上欄は、該当する文字(ア・イ・ウ)のいずれかを○で囲んでください。アまたはイに該当する方は、中欄および下欄にも記入してください。なお、「公的年金制度等」とは次の制度です。

- | |
|--|
| 1. 国民年金の障害年金および障害基礎年金
2. 厚生年金保険
3. 船員保険(旧法の年金のみ)
4. 国家公務員共済組合
5. 地方公務員等共済組合
6. 私立学校教職員共済
7. 農林漁業団体職員共済組合
8. 恩給
9. 地方公務員の退職年金に関する条例
10. 日本製鐵八幡共済組合
11. 執行官
12. 旧令による共済組合等
13. 戦傷病者戦没者遺族等援護法 |
|--|

○ ⑨欄には、新たに選択する年金の額に加算額(振替加算額を除く)または加給年金額が加算されている方は、生計維持申立欄に生計を維持していることを記入してください。ただし、すでに支払われている年金を引き続き選ぶ場合であって、加算対象者についての加算額または加給年金額が支払われているときは、記入する必要はありません。

○ 旧厚生年金保険および旧船員保険の遺族年金を受けようとする妻であって寡婦加算が受けられる方は、自分自身の年金であって上記「公的年金制度等」のうち8から13の制度から年金が受けられる場合は、その年金について備考欄に記入してください。

＜添付書類について＞

障害年金を選択する場合、所定の様式による診断書や、所得の確認が必要となる場合があります。また、選択する年金の支給が停止している場合(一部支給されている場合を除く)、戸籍抄本、住民票等の書類が必要となる場合があります。詳しくは共済組合またはお近くの年金事務所等へご相談ください。